別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器 イ　［略］ ロ　体温計用基準電気式温度計	［略］ 十九万七千円
四・五　［略］	［略］
六　圧力基準器 イ・ロ　［略］ ハ　基準電気式圧力計 ニ　［略］	［略］ 三十八万五千七百円
七～十二　［略］	［略］

別表第三（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器 イ　基準ガラス製温度計 (1)　計ることができる温度が零下三度を超え百三度以下のもの (2)　イに掲げるもの以外のもの ロ　体温計用基準電気式温度計	［削る］ 三千百円 五千六百円 三千三百五十円
四・五　［略］	［略］
六　圧力基準器 イ・ロ　［略］ ハ　基準電気式圧力計 ニ　［略］	［略］ 二万六千二百円
七～十二　［略］	［略］

別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器 イ　［略］ ［新設］	［略］ ［新設］
四・五　［略］	［略］
六　圧力基準器 イ・ロ　［略］ ［新設］ ハ　［略］	［略］ ［新設］ ［略］
七～十二　［略］	［略］

別表第三（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一・二　［略］	［略］
三　基準ガラス製温度計 イ　計ることができる温度が零下三度を超え百三度以下のもの ［新設］ ロ　イに掲げるもの以外のもの ［新設］	 三千百円 ［新設］ 五千六百円 ［新設］
四・五　［略］	［略］
六　圧力基準器 イ・ロ　［略］ ［新設］ ハ　［略］	［略］ ［新設］ ［略］
七～十二　［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第五条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二百十五条第三号、第二百二十二条第三号、第二百五十五条第三号、第二百五十六条第三号、第二百七十二条第三号、第二百八十二条第三号、第二百八十三条第三号、第二百八十四条第三号及び第二百八十四条の二第三号中「二〇一四」を「二〇二四」に改める。